

# 朱印船時代と それ以後の長崎の海外貿易（1）

松 竹 秀 雄

## 第1章 序 説

### 第2章 投銀なげがねにみる長崎の海外貿易

第1節 慶長15年（1610）から元和9年（1623）まで

第2節 第一次鎖国令の年の寛永10年（1633）まで

第3節 第二次鎖国令の寛永11年（1634）から寛文6年（1666）まで

### 第3章 結び

※ 第2節以下は次号掲載

## 第1章 序 説

ポルトガル船は1517年（永正14年、足利10代将軍義植の時代）にマカオに到達し、後日確固たる対中国・対日本貿易の拠点とする。

日本へは1543年（天文12）のポルトガル船種子島漂着以後、1546年（天文15）にはポルトガル船薩摩碇泊3隻の記録<sup>1)</sup>、1549年（天文18）のフランシスコ・ザビエル鹿児島上陸、1550年ポルトガル船平戸入港、1551年豊後の日出<sup>2)</sup>に入港<sup>2)</sup>、及び永祿5年（1562）の横瀬浦・永祿8年（1565）の福田浦・永祿10年（1567）の口ノ津への入港を経て元龜2年（1571）の長崎開港となって行った。

当時のポルトガル貿易は、胡椒をはじめ殆どの有利な東洋の商品をポルトガル王室が独占するもので、ポルトガル王室が統制のため許可証を発行し、中国と日本の産物はマカオに集中せしめ、その後は他地域の貨物と共にゴアに集中されて王室の船舶によって定期的<sup>3)</sup>にリスボンに運んだ。

ポルトガル船はゴアを起点としてマラッカ・マカオを経て日本に来るものと、マカオから直接来日するものがあり、何れも6～7月頃マカオを出て、季節風を利用し2週間から20日位で日本に到着し、10月20日頃から翌年2月頃にかけて再び季節風を利用して日本を離れた。<sup>4)</sup>

船型は600トン乃至800トンの大型船で、船長は司令官制度下の司令官でもあり、ポルトガル王室から任命され、貿易の利益を収入し、マカオ滞在中は同市最高の行政権・司法権を掌握し、日本滞在中は在留ポルトガル人に対して同様の権利を行使し、日本官憲に対しては公使兼領事の位置にあった。<sup>5)</sup> 日本への輸入品は生糸、日本からの輸出品は主として銀で、巨利を博したといわれる。

一方、朱印船並びに朱印船貿易といえば、室町時代の琉球貿易にもその例をみるが、一般的には近世初期の、所謂南蛮貿易に豊臣秀吉・徳川幕府将軍の朱印を押した渡航免許状（朱印状）を携えて渡海した船、及びその貿易を指す。

長崎実録大成<sup>6)</sup>によれば、「文祿の初年（1592）より長崎・京都・堺の者、御朱印を頂載して広南・東京・占城・柬埔寨・六昆・太泥・暹羅・台湾・呂宋・阿媽港等に商賣のため渡海すること御免これあり。

長崎より 5 艘	末次平蔵	2 艘	
	船本弥平次	1 艘	
	荒木宗太郎	1 艘	
	糸屋随右衛門	1 艘	
京都より 3 艘	茶屋四郎次郎	1 艘	
	角倉	1 艘	
	伏見屋	1 艘	
堺より 1 艘	伊予屋	1 艘	以上

とある。但し岩生成一氏の「朱印船貿易史の研究」<sup>7)</sup>によれば、朱印船制度創設を文祿元年（1592）とする地誌類は、いずれも18世紀以降の編述であって、秀吉が異国船渡航船に下付した朱印状の原物が残っていない以上、前記地誌類が根本史料とは認め難いとしながらも、1593年（文祿2）5月27日付フィリ

ピン長官ダスマリーニャスの秀吉に対する通商条約案の中に、「日本皇帝は……通商のため渡航したことに全く疑が無いことを、フィリピン当局に証するために、皇帝は船長に帝の印章と署名がある特許状を与え、その印章と署名とはマニラの長官に提示すべきこと」とあること等によって、秀吉による異国渡海朱印状下付は存在したに相違ない、とされている。概ね、川島元次郎氏の、「文祿元年、朱印船制度の創設に就きては根本史料を欠くと雖も、諸書の一致する所にて元より疑を容るべきに非ず、唯その根本史料に非ざるが故に記事の精細を欠き、これら9艘の船の各が目的としたる渡航地も明かならず、船主の名も屋号のみにて不明瞭なるものあるを遺憾とす……文祿の9艘船は制度創設の際なれば朱印状の形式も定まらず、その内容も不明なれども、海外渡航を特許する旨を記し、秀吉の朱印を押捺したものなること疑を容れず云々<sup>8)</sup>」と考えておいてよいであろう。

さて、船舶は陸上の車輛に比してその積載容量が大きく、且つ台湾・フィリピン以遠の航海の為にはおのずから船型も大型化せざるを得ない関係上、例えば

往航に丁銀・銅をはじめ、刀剣・蒔絵・小麦粉・傘・硫黄・樟脳・薬罐・所帶道具、その他雑貨類を積み

復航に生糸・鹿皮・羅紗・葡萄酒・肉桂・胡椒・沈香・伽羅・丁子・象牙・黒砂糖・犀角・水牛角・白檀等

を積み戻るとして、相当な資金を要する。当時、貿易資本として現送した銀は、前記岩生成一氏によれば、「皮袋にも入れたが、通例1箱に1000タエル(両)すなわち10貫目づつ詰めた千両箱を積み込んだようで、朱印船1隻の積込貿易資本、ならびに貨物の総価額は、大は1620貫目、小は100貫目で、多寡にかなりの開きはあったが、平均500貫目余りであった<sup>9)</sup>、といい、年次別の13例21隻による算定は次の通り<sup>10)</sup>である。

(年 次)	(渡航先)	(船資本額)	(備 考)
1. 元和3年(1617)	交趾	400貫	5隻 2,000貫
2. " 7年(1621)	呂宋	(32貫)	商品 32貫

3. 寛永2年(1625)	台湾	350貫	2隻	700貫
4. 寛永3年(1626)	〃	1,500貫	2隻	3,000貫
5. 〃5年(1628)	〃	200貫	2隻	400貫
6. 〃10年(1633)	交趾	1,380貫	2隻	3,000貫
7. 〃〃(〃)	〃	1,620貫		
8. 〃〃(〃)	台湾	116貫	3隻	350貫
9. 〃〃(〃)	暹羅	100貫		
10. 〃11年(1634)	〃	120貫		{船長 70貫 {船客 50貫 {資本 100貫 {商品 30貫
11. 〃〃(〃)	柬埔寨	130貫		
12. 〃〃(〃)	交趾	500貫		
13. 〃〃(〃)	東京	800貫		
平均		528貫571匁 (21隻)		

上記のように表示されている。

このような渡航貿易の場合、一方に資本力は乏しくとも勇猛果敢に海外を目指す者があり、一方に資金力あってその運営を専らにする者があるのは、洋の東西を問わず同様である。ヨーロッパに於ては、コロンブスがスペイン女王イサベルの後援を得て1492年に現西インド諸島に達し、やがて大航海時代となって行く。1600年(慶長5年)12月31日にはイギリス東インド会社がエリザベス女王の特許状<sup>チャーター</sup>を賦与せられて、等額株式でなく且つ当座的性格の航海ではあったが株式会社のはしりといわれ、またオランダもそれ以前のアムステルダムグループによる遠国会社等の競争及び数次の合併を経て、1602年3月20日に株式 *actie* によるオランダ東インド会社となって行く。

そのやや以前から、ヨーロッパの海運に於ては株式会社組織の先駆をなす共有経営が行われ、例えばイギリスの慣習にあっては船舶の所有権は64の持分に分かれていた。初めは1隻の持分を二分して共有し、更に四分・十六分・三十二分して遂に六十四分となったもので、共有者は64人のことがあり、それより少いこともあった。通常は16人であったといわれるが、8人又は4人のこともあった。<sup>11)</sup>

我国の朱印船貿易に於ても、類似の推移によって複数人による共有経営乃至複数人による当座の出資が容易に想像出来、所謂朱印船貿易家といわれるものは、単独全額出資の自家船経営があり、他の船主から傭船して経営するものがあり、複数の朱印船貿易家の共同経営があった。このほか客商として貿易船に船賃を支払って便乗し、相当量の商品を積んで現地で売捌き、また共同経営的に行動するものもあったようである。

京都・大坂・堺・博多の豪商達は、朱印船主又は朱印船運航者に資金を貸付けることによって朱印船貿易家を援助し、自らもそれによって高利をあげようとした。これが“<sup>なげがね</sup>投銀”といわれるもので、ヨーロッパに於てボットムリー（bottomry）とかレスポンデンシア（respondentia）とよばれるものと同じく、日本型の冒険貸借であった。

冒険貸借とは、大時化による沈没とか、海賊による捕獲とかによって、貿易船が帰航安着出来なかったときは元金・利息ともに棒引きする反面、無事帰着したときは高率の利息を約束するものであり、日本型のそれを<sup>なげがね</sup>投銀といい、借用書を<sup>なげがねしょうもん</sup>投銀証文という。その和文証文には冒険貸借であることの証として、「海上は存ぜず候」と書くのが通例であった。この海上不存の投銀は、川島元次郎氏の「日本に於ける冒険貸借の起源に就きて」という論文<sup>12)</sup>で、「この冒険貸借の制度上の知識は、ポルトガル人から輸入せられたものであることは言うまでもない。我国に渡来する所のポルトガル船——阿媽港から来る冒険貸借が常に利用せられていた。その知識を我が貿易業者が伝習して、これを实地に活用したと推定すべき理由がある」と書かれて以来、ポルトガル伝来のものと理解されて来た。然しそうではなく、これは我が鎌倉時代の海法に、天災による損害を免責とする思想が折り込まれてあり、筆者はこれによって冒険貸借“投銀”がポルトガル伝来でないことを論証した。<sup>13)</sup>

投銀は、必ずもうかるというものでもなく、そして末次文書・島井文書等として今日投銀の研究題材になっているものは、完済出来ずに貸主の手許に残ったと考えられる証文であるが、この和文・漢文の投銀証文及びポルトガルの文書、平戸オランダ商館日記等によって、海運貿易金融の面に焦点を当てながら、主として長崎港の貿易の、生き生きした現実の姿をかいま見て行

きたい。

なお、渡航朱印状について、慶長年間の朱印船派船数を記録<sup>14)</sup>によってみてみれば下記の通りである。

- 慶長9年(1604) ……29隻(内、大名5隻)  
 “ 10年(1605) ……27隻( “ 9隻)  
 “ 11年(1606) ……18隻( “ 1隻)  
 “ 12年(1607) ……24隻( “ 9隻)  
 “ 13年(1608) ……4隻( “ 1隻)  
 “ 14年(1609) ……12隻( “ 4隻)  
 “ 15年(1610) ……10隻( “ 1隻)  
 “ 16年(1611) ……8隻( “ 2隻)  
 “ 17年(1612) ……8隻( “ -)  
 “ 18年(1613) ……12隻( “ -)  
 “ 19年(1614) ……17隻( “ -)

また当時の大名朱印船主は次の通りである。

- 慶長9年(1604) 5隻 島津忠恒3, 松浦鎮信1,  
 五島玄雅<sup>はるまさ</sup>1.  
 “ 10年(1605) 9隻 島津忠恒3, 松浦鎮信1,  
 五島玄雅<sup>はるまさ</sup>1, 有馬晴信3,  
 鍋島勝茂1.  
 “ 11年(1606) 1隻 有馬晴信1.  
 “ 12年(1607) 9隻 島津忠恒1, 松浦鎮信2,  
 有馬晴信2, 鍋島勝茂2,  
 亀井茲矩1, 加藤清正1.  
 “ 13年(1608) 1隻 有馬晴信1.  
 “ 14年(1609) 4隻 島津忠恒1, 亀井茲矩1,  
 加藤清正2.  
 “ 15年(1610) 1隻 亀井茲矩1.  
 “ 16年(1611) 2隻 松浦鎮信1, 細川忠興1.

オランダの、日本とのつき合いは慶長5年3月16日（1600年4月19日）の、デ・リーフデ号の豊後漂着に始まる。あの英人ウィリアム・アダムス（日本名・三浦按針）がこのオランダ船に航海士として乗船していたが、後、家康の知遇を受け、その縁からオランダ人に家康の朱印状が下されることとなり、平戸侯装備の船にて慶長10年（1605）マライ半島東岸のパタニ港に赴いた。<sup>15)</sup> 下記は異国御朱印帳にのっている慶長11年のものであるが、前年も同じような文言であったと考えられている。<sup>16)</sup> 文中にアンジン（安仁）の名が見える。

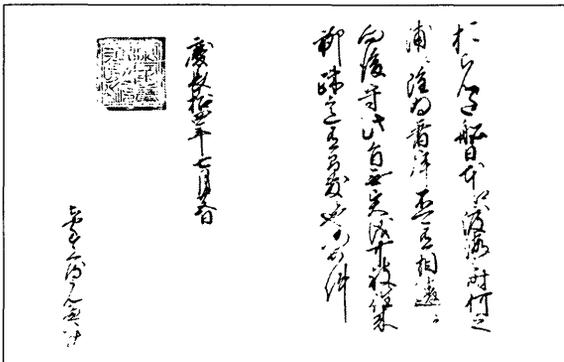
日本へ商船被渡候者不可有疎略候。国々所々雖何之津湊、如何様に商売候共、可被心安候。押売違乱在之間敷間、舟何程成共渡海可然候。委曲従安仁方可申候也。

慶長11年丙午10月1日

朱印

半南土・美解留（フェルディナンド・ミヒールズゾーン）  
閩古辺・果伽羅那加（ヤコブ・クワケルナック）

オランダ船通商許可朱印状は下記の通り<sup>17)</sup>である。



朱印は家康のもので、「源家康弘忠恕」とあり、宛名の「ちやくすくるうんべいけ」はヤコブ・ホルネウェーヘンである。

これは1609年（慶長14）7月1日、平戸に2隻入港し、平戸侯は長崎奉行に報告し、オランダ船の商人頭は平戸侯と長崎奉行の紹介を得て駿府に赴き、家康と会見して通商許可状を得たものである。<sup>18)</sup>

また、イギリス船通商許可朱印状は慶長18年のことであった。<sup>19)</sup>

1. いきりすより日本へ、今度初而渡海之船、万商売之儀、無相違可仕候。渡海仕付而ハ、諸役可令免許事。
1. 船中之荷物ノ義ハ、用次第目録ニ而可召寄事。
1. 日本之内、何之湊へ成共、着岸不可有相違、若難風逢、帆楫絶、何之浦々へ寄候共、異儀有之間敷事。
1. 於江戸望之所ニ、屋敷可遣之間、家を立、致居住、売買可仕候、帰国之義ハ何時に而も、いきりす人可任心中、付、立置候家ハ、いきりす人可為儘事。
1. 日本之内ニ而、いきりす人病死など仕候者、其者之荷物無相違可遣之事。
1. 荷物おしかい狼籍仕間敷事。
1. いきりす人之内、徒者於有之者、依罪輕重、いきりすの大將次第可申付事。

右如件

慶長18年 8月28日

御朱印

いんきらていら

※「おしかい」は禁制等に「諸人押買事」とある「押買」である。

「いんきらていら」はポルトガル語で英国 *Inglaterra* の意。

これよりさき、糸割符法が徳川幕府によって創設されている。糸割符の始まりは、ポルトガル船が入ってきて、我国の商人の商法が定まっていないうので積荷が売残り、それによる積荷の減少を憂えたことによるとされている。<sup>20)</sup>

#### 糸割符御奉書

黒船着岸之時、定置年寄共糸のねいたさざる以前、諸商人長崎江不可入候。糸の直相定候上ハ、万望次第致商売可者也。

慶長9年（1604）5月3日

本多上野介（在判）

板倉伊賀守（在判）

次の章では、投銀に関して記録されているポルトガル文書及び証文はそれが長崎港関係であると見なしてその全部を、和文証文については長崎に関係あるものを、漢文証文については長崎と明記してなくとも寛永12年1月以後のものは、その月に唐船貿易が長崎一港に限られたので長崎関係として採りあげる。

## 第2章 <sup>なげがね</sup>投銀にみる長崎の海外貿易

最初に朱印船貿易の頃までの長崎地区への入船状況、及び関連事項を新長崎年表等<sup>21)</sup>によって記す。

（天文18年（1549）フランシスコ・ザビエル一行、鹿児島に上陸）

天文19年（1550）ポルトガル船始めて平戸に入る。

弘治3年（1557）ポルトガル、マカオ開港。

永祿4年（1561）8月、大村純忠、ポルトガル船の横瀬浦（長崎県西彼杵半島北端）入港を促す。

- 〃 5年（1562）7月、バレットのポルトガル船、平戸を避け横瀬浦入港（11月帰帆）。この年横瀬浦開港。
- 〃 6年（1563）7月、後藤貴明、大村純忠とキリスト教師の暗殺を計画、28日横瀬浦は焼打にあい全焼す。
- 〃 7年（1564）ポルトガル船平戸入港。
- 〃 8年（1565）ポルトガル船（船長・司令官、ドン・ジョアン・ペレイラ）、平戸入港直前に宣教師バルタザール・ダ・コスタは訓令を発し、同船を大村領内の福田に廻航させる。松浦氏大いに怒り、兵船を派遣してポルトガル船を襲い、敗れる。

福田浦開港。

※以下、ポルトガル船（ ）の中は船長・司令官。

永祿9年(1566)ポルトガル船(メンドーサ)福田入港。

〃 10年(1567)ポルトガル船(トリスタン・バス・デ・ベイガ)ロノ津入港。

〃 11年(1568.6.26)ポルトガル船(アントニオ・デ・ソーザ)福田入港。

元亀元年(1570)春,ポルトガル人,小船を長崎浦に遣わし海底・地理を調査,良き地なりとしてこの後ここに入港せんことを請う。

○ポルトガル船(マノエル・トラバソス)福田入港。

〃 2年(1571)長崎開港。3月町建て始まる。夏,甲比丹トリスタン・バス・ダ・ベイガの船とジャンク型船2隻長崎初入港。

〃 3年(1572)ポルトガル船(ドン・ジョアン・デ・アルメイダ)長崎入港。

天正元年(1573.7.21)ポルトガル船(アントニオ・デ・ヴィジェナ)遭難。

〃 2年(1574)ポルトガル船(シモン・デ・メンドーサ)長崎入港。

〃 3年(1575) (バスコ・ペレイラ)長崎入港。

〃 4年(1576)ポルトガル船(ドミンゴス・モンテイロ)長崎入港。(9月帰帆)。

〃 5年(1577) ( )長崎入港。

〃 6年(1578) ( )長崎入港。

〃 7年(1579)7月25日,ポルトガル船(レオネル・デ・プリト)ロノ津入港。(巡察使バリニャーノ乗船)

〃 8年(1580)4月27日,大村純忠,長崎・茂木をイエズス会へ寄進す。

〃 ポルトガル船(ドン・ミゲル・ダ・ガーマ)長崎入港。

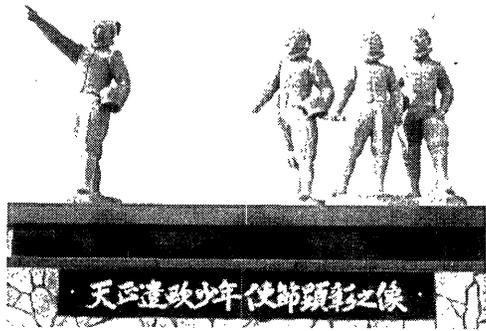
〃 9年(1581)ポルトガル船(イグナシオ・デ・リーマ)長崎入港。(※1582.2.20帰帆)。

天正10年(1582)1月28日(※1582.2.20)天正少年使節一行,バリニャーノと共に長崎から旅立った。

“ローマを見た!”(ミュージカル-天正の少年使節ものがたり)<sup>25)</sup>

“ローマへ,ローマへ,

長崎からローマへ。  
 帆柱ひとつに希望が四つ  
 三つの海原，北斗七星，  
 ローマへ，ローマへ，  
 長崎からローマへ，  
 赤い夕焼け，青い竜巻，  
 灰色鯨にどくろの黒旗。  
 いるかの先触れ，いかり



を巻けば，若気の行く手に頼みは風ばかり。  
 ローマへ，ローマへ，  
 長崎からローマへ，  
 話して聞かせよう，ときめきの旅を。  
 おも舵いっぱい，岬をまわれば，  
 もう一つ大海，お供は夢ばかり。  
 ローマへ，ローマへ，長崎からローマへ，  
 話して聞かせよう，  
 僕たちの旅を。”

天正11年（1583.7.25）ポルトガル船（アイレス・ゴンサルベス・デ・ミランダ）長崎入港。（1584.2.25，帰帆）。

- 〃 12年（1584）ポルトガル船（アイレス・ゴンサルベス・デ・ミランダ）マカオ経由長崎入港。
- 〃 ○有馬晴信，対龍造寺島原合戦勝利のため，天主に感謝の意をもって，自領の浦上村をイエズス会に寄進する。（但し翌々天正14年回復）。
- 〃 13年2月21日（1585.3.22）少年使節ローマに入る。

“これから歩くこの道，これから入るあの城，  
 なぜか知らずに，（なぜか知らずに）  
 なぜか知らずに高鳴る胸，

誰もが見たかったローマを、  
そこにはとても素晴らしい  
明日が隠れてる、明日が待っている。”<sup>26)</sup>

天正13年(1585.7.31)ポルトガル船(フランシスコ・パエス)サンタ・クルス号長崎入港。(1586.3.2, 帰帆)。

〃 14年(1586)ポルトガル船(ドミンゴス・モンテイロ)ゴア・マカオ經由平戸入港。(1588年2月, 帰帆)。

〃 16年(1588)4月2日, 秀吉, 長崎・茂木・浦上の3領を没収し, 鍋島直茂を長崎旧教会領の代官に任ずる。

○閏5月16日秀吉, 長崎の外国貿易は従前通りと申渡す。

〃 18年(1590)7月, ポルトガル船(アントニオ・ダ・コスタ)長崎入港(1591年1月帰帆)

〃 〃 6月21日(1590.7.22), 天正少年使節一行, バリニャーノ同行して長崎に着く。

“戦いだ, 争いだ, 東西南北。  
上から, 下までみんな血みどろだ。  
廻るよ, 廻る, 世界が廻るよ。  
王様たちが生まれ, 王様たちが倒れ。  
大きな城がそびえて, 大きな城が崩れ。  
英雄たちの物語, 囃され, 囃され, 忘れられる。  
廻り舞台の役者たち,  
喝采浴びては明かりが消える。”<sup>27)</sup>

天正19年(1591.7.1)ポルトガル船(ロウケ・デ・メロ・ベレイラ)多量の金魂を積んで長崎入港。(金貿易について奉行鍋島直茂らと紛争あり)。(1591年10月帰帆)。

文祿元年(1592)8月10日, 長崎の教会がこわされ, この日その木材を名護

屋(城)に送る。

○長崎奉行を設置，寺沢広高を任命。奉行所は本博多町<sup>ほんはかたまち</sup>に置く。

○村山等安を長崎代官に任ずる。

○秀吉，朱印状を京・堺・長崎の富商に与え，海外貿易を特許する（朱印船制度）。

文祿2年（1593年7月）ポルトガル船（ガスパル・ピント）長崎入港。

〃 4年（1595） 〃 （マノエル・ダ・ミランダ）長崎入港。

○交趾船，初めて長崎入港。

慶長元年（1596.9.13）ポルトガル船（ルイ・メンドーサ・デ・フィゲイレード）サン・アントニオ号長崎入港。（1597年3月帰帆）。

○12月19日（1597.2.5）長崎の西坂で日本26聖人殉教。

〃 3年（1598）ポルトガル船（ヌンニョ・デ・メンドーサ）長崎入港。

〃 5年（1600） 〃 （ハラシオ・ネグレット）長崎入港。

○秋，唐(明)商船初めて長崎入港。

○（1600.12.31）イギリス東インド会社設立。

〃 7年（1602.3.20）オランダ東インド会社設立。

### 第1節 慶長15（1610）から元和9年（1623）まで

1580年にポルトガルはスペインに併合されたが，ポルトガルはこの合併に実質的な利益を殆ど受けることがなく，しかもアジアからヨーロッパにまたがる大国スペインの敵を，ことごとく自分の敵としなければならぬ不利を受けた。<sup>21</sup>そしてスペイン無敵艦隊壊滅の1588年以後は，特に不利な点が目立ってきた。小国ポルトガルのこれまでの幸運は他国より一歩先んじたことにあるといわれるが，16世紀末になるとポルトガルの武器や航海術は他の国に模倣され，ポルトガルは一転して追われる者の辛さを味わうことになる。各地の要塞維持費はかさむ一方で，貿易の利潤はそれほど伸びないようになった。即ちポルトガル海上帝国は次第に衰運に向うのである。

ポルトガルと交戦状態にあったオランダは，17世紀の初め頃から日本に往来するマカオの船をその途中に要して妨害又は劫掠を加えるべく計画を進

め、ポルトガル人は困惑し1618年に至って彼らは載貨を全部唯一隻の大船に積んで日本へ運ぶ従来の慣習を廃し、それ以後はガレウタ Galiota 或はナビッタ Navetta として知られている型式の、速力はやく、しかも操縦に便利な小型船数隻に積載し、速力が遅いオランダ船を追抜くことによって交争を避けてきた。然し乍らマカオと、ポルトガル東洋最大の基地ゴアの間交通は遮断された状態にあったので、ゴアからの資金の供給を受けることは不可能となって、マニラのスペイン人か、又は長崎の日本商人からレスポンデシア（投銀 — 冒険貸借）で、本格的に銀を借りるようになった<sup>23)</sup>のである。

#### No. 1. 1610年（慶長15）のポルトガル令書

次の文章は投銀証文ではない。しかし投銀は返済されて、投銀証文が日本側に残存していないことを証拠立てるポルトガルのインド副王の令書である。文は岡本論文<sup>24)</sup>による。

陛下の枢議員にしてインド副王たりカピタン・ジュラルたるルイ・ローレンソ・デ・タヴォーラ本令を見る者に、高等裁判所に於て本書末尾に署名する法官等の判決せしところを尊重することを知らしむ。予は、支那（マカオ駐在の）司教パードル・フレイ・ジョアン・ピント貌下のとりたる、日本より支那へ齎らせし資本を、その所有者に返却するに就きて破門を以て彼ら（所有者等）に宣告したること、及びそれに就きて行われし契約を破棄し、前記の資本は日本より来りし金額にて何等の用途にも宛てずして日本の所有者に返送すべきことの決定を、陛下の御奉公のために正しき考慮として直に遵守履行すべきを嘉納し命令す。予はマカオ市なる陛下のすべての法官にそれを履行遵守すべきを告知し、またその他その航海のすべてのカピタン及びそれに属する職員人士にも、本令に何らの疑義故障を抱かずしてそれを履行遵守せんこと、履行遵守せしめんことを命ず。本令は陛下の御名にて御璽を以て封ぜられ、先度の書の如く（欠字）規定に拘らず（欠字）

1610年（慶長15）4月27日

ルイス・ゴンサルヴス これを作る。  
 予書記フランシスコ・デ・ソーザ・フェル これを認む  
 (インド副王) ルイ・ローレンソ・デ・タヴォーラ

後に詳述するが、慶長13年冬（1608.11.30）マカオに於て有馬晴信の家臣（船員）がポルトガル側に射殺される争いがおこり、慶長14年12月12日（1610.1.6）有馬晴信のマードレ・デ・デウス号長崎港外焼沈事件に至るのであるが、ポルトガルのインド副王の令書は、このマードレ・デ・デウス号事件の直後に当たっている。岡本説によれば、「マカオの当局者は恐らく貿易の利を減ずるものとして、或は彼等の貿易に日本人の勢力の加わるものとして大いに警戒し防圧せんとした<sup>28)</sup>」とあるが、そうではなく、ポルトガル側内面からみて、宗主国スペインの無敵艦隊が破れ去ってから20余年、オランダの隆盛期に当り、ゴアとマカオとの間も封鎖されそうな状況下にあって、何とか日本との貿易を継続する為に、幕府の忌諱にふれそうなことは事前につつしみ、且つキリスト教の建て前からしても高利の借銀は避けて、マカオ市独自の資金によって貿易の利を獲得せんとしたものであろうし、且つマカオ市の統制をもはかったものであろう。何れにしても破門という厳しい処置は驚きであるが、この慶長15年以前の時点に於てポルトガルへの日本商人の投銀があっていたという事実と、厳しい処置にかかわらず、マカオがその後も日本商人の投銀に頼らざるを得なかったという事実は、残されている証文（恐らく未決済のもの）と文書によってもうかがい知る事が出来る。

## No. 2. 慶長19年（1614）の和文投銀証文

### 借用申銀子の事

一、合500目は定也。但丁銀

右之利分250目、但5わりに申合候。本利共に2口合750目にて帰朝入舟に相渡可申候。船之儀十五官之舟之海上也。さきさきにていか様之儀にて御候共、右之舟帰朝仕候はば、無相違反并可申候。為後日一筆如件

慶長19年12月19日

後興善町

しいかう

はかたノ

中野三十郎殿

※月は柴論文には2月とあるが、12月説の岩生成一氏によった。

丁銀<sup>ちようぎん</sup>は江戸時代の銀貨で、豆板銀<sup>まめいたぎん</sup>と共に秤量貨幣として通用したほか、包銀<sup>つみぎん</sup>として一定の量目が封包のまま使用された。包銀はナマコ形の棒で量目はおよそ40匁(約140g)内外であって一定しなかったという。であるから、「めたり50目有り」即ち量目に超過(足り)が50目(匁)あるとか、「めたれなし」とわざわざ記入したのもあり、「といや包」即ち問屋で包んだままの丁銀で通用していたので借受人は品質品位には責任なしの意等の文言がある。この証文の利率は5割であるから、元利合計金は750目。「帰朝」は復航即ち帰国の意で、証文によっては縁起を祝って「喜朝」を用いることもあった。往航は「渡<sup>わた</sup>り」といった。

貸主は「はかたノ中野三十郎」であって、博多商人家系略譜<sup>29)</sup>によれば、中野彦兵衛が3代続いており、柴論文<sup>30)</sup>では三十郎を2代彦兵衛に擬している。また「しいかう」は唐商であろう。

なお、丁銀・豆板銀は明治元年5月9日を以て、「丁銀・豆板銀ノ通用ヲ停メ、新貨ヲ铸造シテ之ヲ交換スルヲ布告ス」(「維新史料綱要」巻9・P. 31)として廃止された。

### No. 3. 1616年(元和2)のイギリス商館記録

イギリスの司令官ジョン・セーリスはクローブ号にて慶長18年5月5日(1613.6.12)平戸に入港したあと、ウイリアム・アダムスと共に駿府の家康と会見した後、再び慶長18年(1613)10月25日に平戸に着き、商館設置を協議した。ウイリアム・アダムス(三浦按針)はオランダ商館のある平戸を避け、江戸に近い浦賀を希望したようであるが、結局、平戸領主はじめ地元

民が外国人の接待に慣れ、大歓迎したため商館設置は平戸に決定した。

イギリスも貸主として冒険貸借を行っている。シャムのイギリス商館決議録1616年4月10日の条に、

亦日本の平戸に向い、只今出帆せんとするジャンク船の船長にして、資産もあり信用もある人物なる庄兵衛に、シャム銀4斤手渡すことに決したが、彼との契約書の如く、その日本到着後20日以内に、日本銀にて3,280両、同地のイギリス商館長に支払わるべきものとす。但し海上の災厄は此の限りに非ず。

岩生氏によれば、庄兵衛は日本帰国の後20日以内に1割7分1厘4毛の利を添えて合計3,280両として支払うということ、「海上の災厄は此の限りに非ず」（海上不存）によって、単なる送金契約に非ずして冒険貸借、即ち我国の投銀に該当するとされている。

イギリス商船は1615年（元和元）から毎年平戸入港していたが、1618年と1619年にオランダ船を捕獲することがあって乱闘事件になったこともあったが、元和9年（1623）11月12日、平戸イギリス商館の貿易収支つぐなわずとして閉鎖した。同年におこったアンボイナ事件で、イギリスがモルッカ諸島（香料諸島）から撤退してインド経営に重点を置くようになったこと、イギリス平戸商館が未だ強力な基地となり得ず、しかも商館貸付金が焦げついたこと、家康の死後秀忠の代となった元和2年8月20日付の朱印状が従前と異なりイギリス船の通商を平戸に限定したものであったこと（但しオランダも同様）などが英商館閉鎖の原因といわれるが、この時期まで、ポルトガル・オランダ・イギリスと、ヨーロッパ3ヶ国が貿易競争を行っていたことになる。

#### No.4. 元和3年（1617）の和文証文

##### 借用申銀子の事

一、合500目は定也。但丁銀子

右の利分5割のさん用に申し合せ候。2口合せ750目にて帰朝入船に相違無く相渡し申す可く候。先々で如何やうの儀御座候とも、肥後志いくわん（四官）の船帰朝仕り候はば相渡し申す可く候。但かい志やう（海上）は存ぜず候。

後日の為一筆件<sup>くだ</sup>んの如し。

元和3年2月14日

るいす

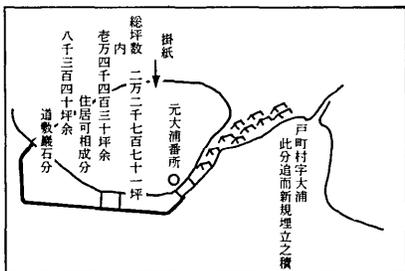
清二郎 ④

中野彦兵衛殿まいる

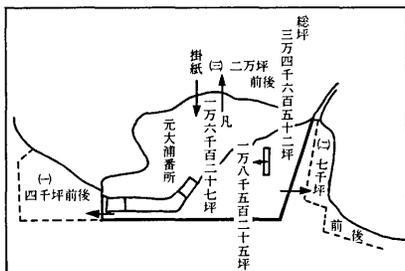
「四官の船帰朝仕り候はば」というのは、安着条件の意。「海上は存ぜず」は、遭難・海賊その他海上危険によって船舶が滅失したときは、借主の返済義務免除の意である。「るいす」は西（類子）、肥前大村藩の武士で、父の代から長崎の大浦（当時、大村藩領地）で700石の祿を有し、長崎よりルソン貿易を行う。交際上・貿易上の便宜のためにキリスト教徒となり、類子という。家康の寵を得て、次のような特別の朱印状を得た。



享和二年（1802）の長崎地図



埋立以前の大浦



埋立計画附図  
(安政6年9月着工)  
(万延元年10月竣工)

菱谷武平著『長崎外国人居留地の研究』九州大学出版会，1988年，370頁。

此船来春帰朝之時，雖何之浦，着岸不可有相違者也。

慶長12年6月2日

朱印

るいす

慶長17年8月8日にも殆ど同文の朱印状を得ている。

なお、西類子の投銀証文の包紙に次のようにある。

丁銀500目 西るいす，肥後四官船へ海上也

丁銀660目請取之

元和4年8月28

右残る明年さん用申す可く候

投銀証文の日付は元和3年2月14日であるので，恐らく元和3年2月の北がかつた季節風によって出航し，「かこい」することなく同年夏に帰国して，

弁済の資金繰りがうまく行かず翌年に持越したのか、又は翌年夏に帰国したと思われる。「かこい」することなく順調に行ったならば、利息は5割であるから元利合計して証文の通り「2口合せ750目にて帰朝入船に相違なく相渡」された筈のものである。ところが660目しか受渡されてない。利率は3割2分の計算に当る。これは、るいすは返金し、清二郎分が決済出来なくて、元和4年の翌年に決済するということであろう。但し、元和5年に清二郎が決済しておればこの投銀証文は借主たる清二郎の手許に戻ったであろうから、現在に投銀証文が残っているところをみると結局決済出来なかったのではないかと思われる。（「かこい」はNo.11に説明）

No.5. 1617年（元和3）マカオから日本への積荷に関し耶蘇会が日本人の投銀を利用したことを証する文書。<sup>34)</sup>

1617年に於ける媽港より日本への積荷当1617年耶蘇会より日本に向け我が会の名と我が会の標章とを以て、ローボ・サルメント・デ・カルワリュのカピタンとして航海するナウ（定航）ノッサ・スニョーラ・ダ・ヴィダ号に積みたる用品及びその他の荷物は次の如し。

生糸細糸50セスト。1セストは広東の重量にて32ピコ、33カテ半あり。同様に生糸細糸3箱。1箱は広東の重量にて2ピコ、88カテあり。うち1箱には着色生糸8カテ、着色撚糸8カテを多く容れたり。

生糸太糸50梱。梱は広東の重量にて19ピコ、60カテあり。1ピコに就き60タエルなり。

細糸は運賃と広東の（輸出）税を除きて1ピコに就き94タエルを価せり。

カンガ（木綿織物の一種）15梱。内容黒・白・藍色に類別せし64カンガ（積荷物の名）あり。

針1箱、砂糖6セスト、胡椒半ピコを容れたる小梱。

ミサ用葡萄酒4瓶、支那乾果1瓶。

山帰来10乃至15ピコ。昨年のおき品なり。

シャツ100枚入1梱及びズボン下100枚入1梱。

別にシャツ、ズボン下、ハンケチ、頭巾、タオル等を積みたる1梱。

病人用薬種入り大箱。

焼酒1箱、大黄少量。

梨子砂糖煮8箱。缶詰入磁製壺4個。

生姜缶詰入黄色大壺4個。酢油漬マンゴー1瓶及び大壺4個。

靴, achar secular(不詳), 简单なるキルク製スリッパ相当量。

珠数, 祈祷書その他キリスト教徒用品1箱。麝香1壺。当地(媽港)

より積みたるもの。腐敗したる故にパードレ・カルロス・スピノーラ

再度これを送りたり。

パードレ・マヌエル・バレットの日本に赴くに乗りたるジョアンの子息のジャンクにて同パードレに託して金5パン半を送る。日本に於てパードレ・カルロス・スピノーラに交付せらるべく、そのうち1パンはパードレ・ヴィジタドールの使用に充てられる。それを購買したるは73乃至75(タエル)なりき。

(定航) 船の出発後数日にして当港より日本に向いたるアントニオ・フェレイラの船にて長衣75着送りたり。そのうち65着は1着につき65パルダオを価したる深紅色のもの、10着は1着につき1タエル6マスを価したる諸色のもの。皆同船のカピタンなるペロ・カルワリュに委託せしが、カピタンは子が同船にて日本に送りし船積証券を発行せり。

前記せし細糸及び sipeo(不詳) 生糸の収益より日本に於て元金及び40ポルセント(%)の投銀(利息)即ち同船にて当地より日本に送られし銀貨3,579(タエル)5マス6コンドリンを支払わるべし。そは日本に於て媽港への投銀として前記の金額をパードレ・カルロス・スピノーラに供給せし数人の人々一切の責任を負担したるものなり。当地にてその金額の物資を購入して日本なるパードレの許に送らんため、パードレ手形を発行して費したるなり。日本に於てこの投銀をパードレに供したる人々の責任にて日本へ積み出されたり。そは即ち以下の如し。

ミチミナボの子息の負担分2,000タエル, ルエン・ファコジンの負担

分1,400タエル、有馬のジュスタ、豊後のルイザ、平戸の貧民等の負担分179タエル・5マス・9コンドリソ。

尚同様に日本に於て更に前記の生糸の利益より銀貨にて9コント・42タエルを在日本聖職者の利得に対し支払わるべく、それは蓋し日本司教の財産の負担にて支払わるべきものなり。而して我等は当媽港にて前記司教の後継者に負債せし前記の金額を差し引かざるべからず。蓋し前記の金額既に当16年当港より日本へ出発せしナウ・ノッサ・スニョーラ・ダ・ヴィタ号にて同じき聖職者の責任にて送られたればなり。

マスエル・ボルジェス

これは耶蘇会が、有馬のジュスタ、豊後のルイザ、平戸の貧民等のキリスト教徒からも投銀で借りて、伝道費としての収益をあげるためマカオとの貿易に使用したものである。

「ミチミナボ」などどのような国籍・人物であるかわからないが、日本の豪商とは異なるようである。恐らく相応の収益はあげたのであろう。投銀の利率は40%であった。

#### No. 6. 元和4年(1618)の漢文証文

一、借丁銀200両正、付往<sup>トンキン</sup>東京経統(純)候、6月華宇本舩到日本長碕港之日、加利銀110両正、合母利310両正、一足送还、不敢少文恐一無憑、立字為照丁

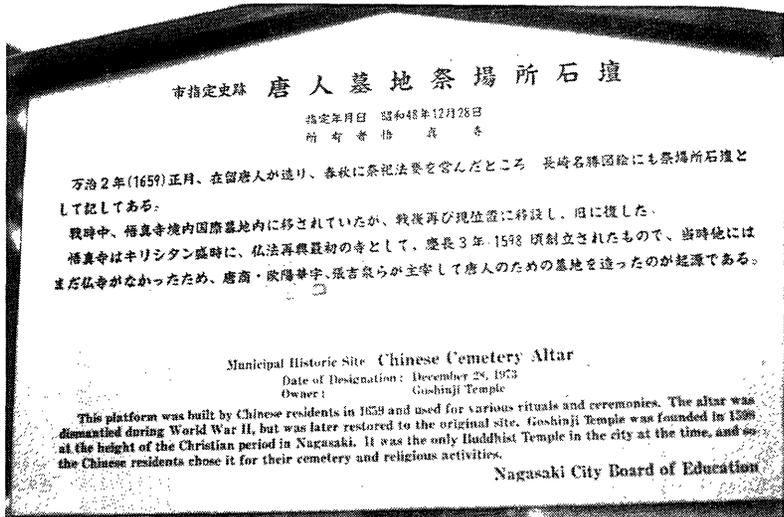
元和4年正月29日

立字人 浜 泉

末次與兵衛殿参

200両正の「正」は「正に」を含んだ「也」と解したい。渡航船は華宇船。華宇は長崎在住の福建省漳州の商人欧陽華宇で、稲佐の悟真寺を菩提寺とし、在住中国人の集会所とした人物である。利率は、元金200両、加利110両であ

## 欧陽華宇の事蹟



るから5割半である。投銀は船舶の安着を条件として元利合計の請求訴権が発生する金銭消費貸借契約であるから、概ね高利率である。この証文に「海上不存」の文言はないが、6月に長崎港に帰着の日に元利合計310両を1回で支払いますという書き方は、船舶安着条件支払という意味に受取るべきであろうから、貸主・借主共に投銀として契約したことは間違いないであろう。「無憑」というのは、憑が証拠という意味があるから証人なしの意であろう。「参」は手紙・証文などを差上げるの意。

## No. 7. 元和5年(1619)の和文証文

## 借用申銀子の事

一、合丁銀6貫目者定也。但利分4わり半に申合候。

右之銀、西類子殿本船海上に申合候。本子合8貫700目にて帰朝入船に相渡し可申候。若、さきさきにていか躰の儀御座候共、右之船さへ帰朝仕候はば無相違相渡可申候。但、海上之儀者我等不存候。為後日一筆如件

元和5年9月23日

西岡市右衛門 ㊦

類子 花押

中野彦兵衛様まいる

類子は前に出た長崎の大浦で700石の祿を有した大村藩武士であって、ここでは西類子船による渡航で、そして類子は連帯保証人であろう。渡航先は呂宋であったという。

No. 8. 元和6年(1620)1月の漢文証文

立票人一山、今借到客人名下丁銀200両正、其銀塔弥七郎舩往広南生理、  
 戻息柒十両、待舩回港之日、本息一足送还、今欲有憑、立字付照、

碎良兼塔

元和6年正月29日

立借約人 吳一山㊦並花押

同 借人 金廷喬㊦

中野彦兵衛様

これの「上ハ包紙」に次のように書いてある。

丁銀2貫目 3割半 ひきし町 一山

同 せいきょう

内1メ目は九郎兵衛銀へるなると船之海上也

うわづみかみ  
 上包紙の方から考えると、一山と廷喬は長崎の「引地町」(現在の桜町と興善町に含まれる細長い東斜面の地)の住人。「九郎兵衛」は柴謙太郎氏は大賀九郎兵衛としているが、大賀甚四郎信好の子に善兵衛・九郎左衛門・惣右衛門の名があって、九郎左衛門(道句)の長子は九郎左衛門(了竹)の名を

継ぎ、次子は伯父の養子となって善兵衛を継ぎ、了竹は子が無かったとあり<sup>35)</sup>、九郎兵衛の名は無い。或は九郎左衛門を略して九郎兵衛と書いたものであろうか。又は平戸オランダ商館借入金の貸主にある長崎の銀座グロベエであろうか。「海上也」は航海の意であるが、海上銀（投銀）の意を含めているようにも思われる。「へるなると船」は本文との関係でみると、(舟本) 弥七郎の船をフェルナルト（又はフェルナンド）が傭船したという意味にうけとれる。「其銀塔」は銀を弥七郎の船に「塔載」（積載の意）であり、「生理」は生計の理、即ち商取引のこと。「訖息」は利息。「柒」は利率3割半から考えると「七」であって、(200両×3割半=70両) 続けて70両となる。「有憑」は保証人の意であろうが、実借主は金廷喬であり、「立」は立行司の立と同じく、形式的に正借主の立場に立つ連帯保証人ということであろう。「碎良兼塔」は柴謙太郎氏によれば「小粒（碎銀）も相混り居（兼塔）申候」とある。

船本弥七郎について、「長崎縁起略」に次のようにある。「船本弥七郎と申すは、<sup>てんじく</sup>天竺国セビラという所に6～7年逗留して、セビラという地を借り、居ながらわが物にして自由致すにより、国主より度々返すべしと催促すれども返さずして、国主にも甚だ辛苦致させしと也。この意味を以て長崎の方言に、人をセビらかすということを申しならわしけると也<sup>36)</sup>」。

#### No.9. 元和6年（1620）2月の漢文証文

借过丁銀子1貫500目定約，中町二官艀往北港經紀，其本艀回日本長崎港之日，二項合母利2貫100目定之，立字為照

元和6年2月3日

認銀人 医師二官<sup>Ⓜ</sup>並花押

借銀人 鄭心寬 花押

末次藤兵衛様参

上記についての「上ハ包紙」は次の通りである。

2月3日

丁銀1貫500目 利分4割ひかへ

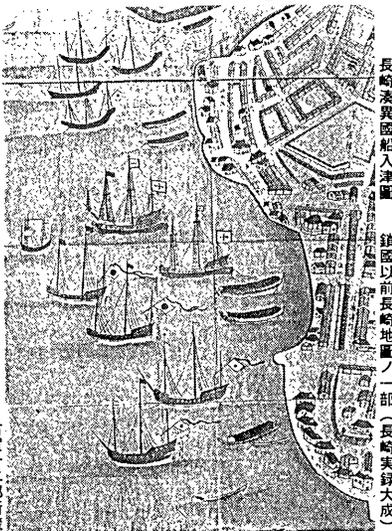
たかさこてんは二官船之海上也

中町舟津 い志や 二官之請

内500目 大賀善五郎銀也

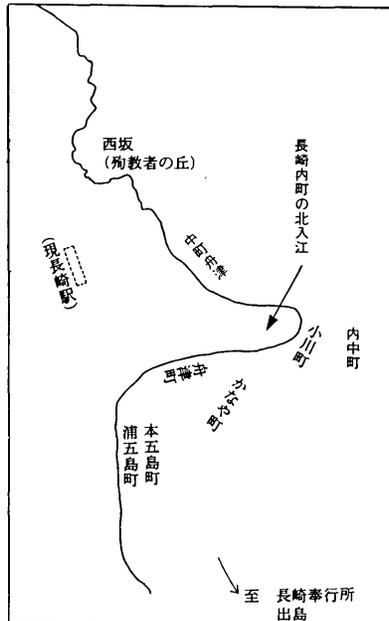
上包紙からみて行くと、「ひかへ」は柴謙太郎氏によれば原字は「むかへ」らしくも見えるという。但し何れも意味不明。「たかさこてん」は高砂国<sup>たかさくん</sup>のことであろうが、柴説のように「たかさこ」と「てんは(占城)」となると、占城<sup>チヤムパ</sup>が現在のベトナムにあったから、本文の「北港」とつじつまが合わなくなる。「い志や」は本文によって医者であることは明白である。「中町舟津」に関して柴謙太郎氏は「舟津町から北の裏、中町まで表裏に邸宅があったものか、分限者の医師であつたらしい。その頃の外国医師であるから、屹度大

長崎内町の北入江



古賀十二郎所蔵

長崎委異國船入津圖 鎮國以前長崎地圖ノ一部(長崎実録大成)



きかった事と思われる。船主である事も当然とすべきだ」とされている。但し元和6年頃の長崎内町の北入江（現長崎駅前から桜町電停辺）の沿岸は舟津といい、南岸は内舟津町<sup>うちふなつまち</sup>という俗称の舟津町（現恵美須町南半）で、北岸は向舟津と呼ばれていた下町・築出町・浦築出町であった。その上部に、東西に細長い中町、その上部が上町<sup>うままち</sup>、更にその上部に筑後町があった。入江には末次平蔵の朱印船も碇泊していた筈である。

その入江の東部は、低地が小川町<sup>こがわまち</sup>、その上部即ち現市役所の西斜面が内中町（元は中町であったと思われる）で、共に文祿元年設置というから、内中町は舟津には接していない。従って、医師二官の邸宅の「中町舟津」は向舟津、即ち現恵美須町から現中町にかけて存在していたものであろう。「北港」の原字は北港か比港か不明というが、フィリピンは1542年にスペイン皇太子フィリペに因んで命名された地名であって、日本ではルソンと呼ばれていた。当時東支那海に暴れ廻っていたと明の実録に記載されている倭寇が、その実は日本人と中国人の共同、又は中国人が多かったと見られているところからして、ルソンは我国と中国の共通の称であったと考えた方がよく、柴説の如く（台湾の）北港としてよいであろう。但し朱印船研究諸書に北港の名は出ていない。岩生成一氏によれば、この文字は「比港」と読めるが、たかさご即ち台湾の古名「北港」であった。曾て論証したことがあると<sup>37)</sup>されている。台湾の古名である台湾南部のみならず「タイオワン」には北線尾島があったので、ここを北港としたものであろう。<sup>38)</sup>また同氏説では「ひかへ」は「むかへ」とあるが、説明は無い。「たかさこてん」を「たかさこてんま船に」とされているが、寛永年間（1624～43）には馬による宿駅間輸送の「伝馬」が制度として確立していたので、当時伝馬船なる用語があったとしても、1人又は2人位で漕ぐ小型の舳舟以外に小型商船を指していたとは考え難い。「経紀」は仲介・仲買の意。

No.10. 元和7年（1621）の和文証文

合丁銀2貫目定也。但利分は3わり半に申合候。

右の銀子、屋やうす船より川内に指渡申候。来夏喜朝入船に、本利合丁銀2貫700目にて無相違反済可申候。若、さきさきにて不慮不思議如何躰之事候共、右の船さへ喜朝申候はば、無異議約束之通相済可申、少も無沙汰申間敷候。但、渡り喜朝共に海上之儀我等不存候。為納所一筆如件。

元和7年正月25日

今町 とり□花押®  
(せりわんし)

島井徳左衛門殿

「屋やうす船」の屋やうすは、徳川家康に可愛がられ、現在の八重洲あたりに屋敷を賜ったというヤン・ヨーステンであって、八重洲の名はそれに由来する。川内は交趾である。

No.11. 元和9年(1623)2月の和文証文

覚

合丁銀子5貫目者、但しめたり50目有、利分4割半。

若かこい申候はば、1割増しさん用申候。右、我等銀子同前に高尾市左衛門に借し申候。但し荒木惣右衛門の船に海上申候。帰朝之刻、銀子請取次第に相渡し申す可く候。本手形は我等請取置申し候也。 以上。

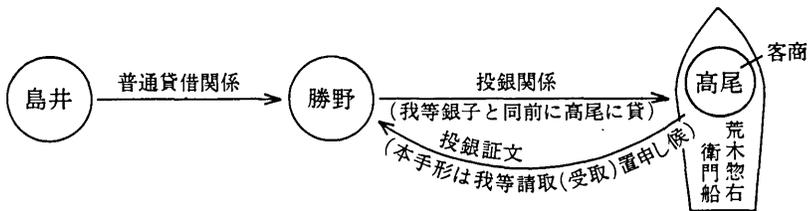
元和9年2月15日

勝野又左衛門 花押並®

島井徳左衛門殿

元金は5貫50目(匁)であって、貸主・借主で50匁の超過を確認したもの。「かこい」は安全保護のための囲いが原義であるが、川島説によれば朱印船の出帆遅滞して北東風の時季を経過したならば、次の時季即ち1年後を待つこと

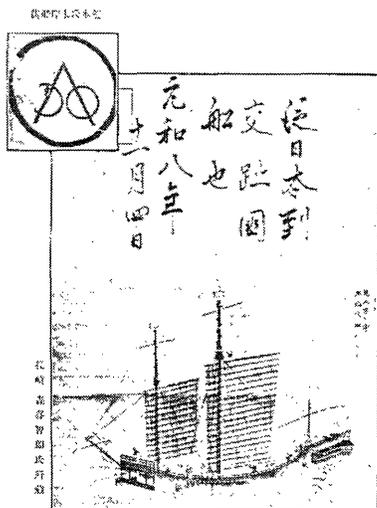
になるので、1ヶ年元本の据置によって1割増ということ。柴説によれば、出発地の日本に於ける出帆延滞ではなくて、逆に到着港に於ける帰航延滞であり、そのため南西風の時季まで1ヶ年延滞とする。柴説の「長崎に於て1ヶ年待機の間、借受人に於て正銀を遊ばし、それに対して1割位の延滞利子を納むるだけで済ますことはあり得ない。之を他に融通し、それ以上の利子を得らるべきならば、無担保である貸主に於て承認する筈もない。出帆延期ならば、目的から見ても必ず契約の解除をしたに相違ない。之を積荷に換えてあっても正銀を以て支払わねばならない。之は当然、借受人の損失に帰すべきである。そこに投銀の本質があるべきだ。投銀による大もうけは之にて相殺せらるべきだ。決済期は航海終了時とするを原則とし、1往復を以て通常期間と定むる上から考えると出航後の延滞、それも航海の安全を期する目的の延滞であるから、合意的低率であるのだ<sup>39)</sup>とあって、何れも1ヶ年延滞という結果では同じであるが、内容に於ては柴説を妥当としたい。この証文の貸借関係は次のようになる。



証文の借受人勝野又左衛門は博多の商人であって、「我等銀子」の「我等」とは複数の用語であるが、予輩などのように単数で使うこともあり、勝野個人と考えてよいであろう。「借し申候」の「借し」は、ここでは「貸し」の意である。

荒木惣右衛門は宗太郎ともいい、肥後の出身で天正16年（1588）長崎に移り、飽の浦を基地<sup>40)</sup>として海外貿易に従事す。安南国王の外戚阮氏に無比の信用を得、後にその娘王加久戸売<sup>わかくとめ</sup>——通称アニオーさんを妻とした。

「帰朝之刻、銀子請取次第に相渡し申すべく候」は、勝野と高野の間が投銀関係であるので、荒木船の安着によって元金・利息の請求訴権が発生し、安



着による元利金回収後に返金するという約束である。島井と勝野の間は投銀関係ではないから、「海上不存」の語は入っていない。但し、この証文は普通貸借関係の如くではあるが、無担保である。当時は、文言に転借人たる客商・高尾市左衛門が「荒木惣右衛門船に海上申候」と書くことによって客商との間の投銀関係を明示すると共に、勝野もまた島井との間に投銀に準じた取扱を暗黙のうちに認めさせようとしたのではないか。「請取次第に相渡し」というのは、請取ることが出来なかったならば、という意味も暗示しているように思える。

客商名を記載した高木五良右衛門借り、島井権平貸しの証文2通には、「海上之儀は不存候」と明記した例もある。利率は島井・勝野間が4割半であって、勝野が高尾に対しこれ以上の高利で貸したのか、或は4割半のまま転貸したのかは明らかではない。恐らく高尾は島井に信用を得てなく、島井に信用ある勝野が荒木船を信用し、島井にも荒木船を信用させることによって資金を借受けることが出来たのであろうから、通常は4割半に上乘せて貸したであろうが、或は高野との間に特別な関係でもあれば4割半のまま転貸

したのかも知れない。つまり、勝野が島井の資金と高野の働きによって、自らは居ながらにして乾坤一擲の投機をしようとしたのか、或は高野が勝野の代理であったかということである。勝野は仲介者・資金取次者として島井に自らの責任を明示すると共に、高尾からの投銀証文は勝野が受取って保管している。それが「本手形は我等請取置申し候也」である。

高尾市左衛門と荒木惣右衛門の関係は、高尾が客商として船賃その他の費用を船主兼船長の荒木に支払って荒木船に乗船し、高尾も荒木も共に資金や商品をたずさえて渡航した。この場合、高尾・荒木が共同の計算で貿易を営もうとしたのか、或は別個の計算で貿易取引をしたかは明らかでないが、この航海に荒木宗太郎は將軍秀忠より元和8年11月4日付「從日本到交趾国船也」の朱印状を受けている。

No.12. 元和9年（1623）9月の漢文証文

下町，南京雲台，借到京上客人処丁銀100兩本正，其銀約定大生理外，加利銀捌拾兩正，本利合丁銀壹百捌拾兩正，約定来年6・7月二官到日，一足交还，立字為照

寛永6年12月1日，右之内銀子100兩相渡申候，雲台<sup>㊤</sup>

元和9年9月20日

立字人 雲台 花押

〃 二官 <sup>㊤</sup>

具足屋治左衛門様

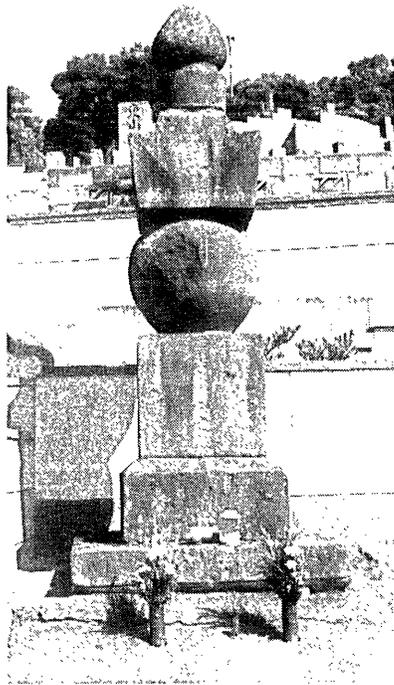
中村論文に「借」を<sup>41)</sup>借(借)とあり、借に借の意味はないので、原字が「借」とも読めるということであろう。「捌」は辞書に漢音「ハツ」、吳音「ハチ」で書等には八の代用として捌を用うことあり、とあるので「180兩」と理解していく。

この証文の借用日は元和9年（1623）9月であり、内入<sup>うちいれ</sup>の日は寛永6年（1629）12月である。翌年初夏の季節に長崎入港したと考えると、満5年も

過ぎてから元金のみ長崎下町の雲台から返済されている。中村論文によれば、「名儀上の借主南京雲台は、姓は欧陽、別名六官とも称し、南京雲台はその出身地（江西廬陵）に因むもの」とあり、正保3年（1646）10月に没し、長崎市立神の長寿院墓域に墓がある。<sup>42)</sup>

また通航一覧によれば、「寛永12乙亥年、長崎居住の唐商人6人年行事（年行司）を命ぜらる。寛永12乙亥年、長崎居住の唐人欧陽雲台・何三官・江七官・張三官・何八官・陳奕山6人、唐年行事仰せつけられ御朱印下し賜わり、在津の唐人、国禁を犯し、或は諍論等の節、是非を裁断すべき旨にて、御朱印は年々輪番に預り置の処……」とある程の有力者であった。

それ程の有力者であれば、満5年も過ぎて元金入金したということは支払能力が無かったとは考えられず、そして元金入金したのであるから遭難したのではなく、出航翌年には予定通り長崎入港したものの、実借主である二官の貿易収支が思わしくなく不義理したものを、連帯保証人の雲台が



立替え、或は一部を二官から取立てた上で、元金支払に及んだのであろう。

これは、「立字人」即ち借銀名義人ではあるものの、貸主に於ても実借主二官であることを貸借三者間に承知されていた筈の未払事件に於て、自分は取次いだ保証人という軽い気持が残っていて、日本に於ける如き連帯責任者の当然の支払義務の観念がやや薄かったものであろう。中国に於ては保証人は、唐宋の時代、保人といわれ、その保証制は債務者と同じ債務を負う近代的保証契約ではなく、単に、「債務者が逃亡せざることを担保する」ものであった。これは留保保証といわれるもので、債務者が逃亡しない限りは、債権者は債務者の総財産を差押え、それに不足する場合は身体を差押えて労働を以て債務を消却せしめた。従って、債権者は、債務者が逃亡した場合に限り保人に代償する責任を負わしめば足りるとする観念があった。<sup>43)</sup>西域出土の唐借錢文書に、「東西逃避、一切仰保人代還」とあり、宋刑統卷26所引の宋初の雜令に、「如負債者逃、保人代償」とあるのもそれを指している。元の法律の至元雜令に、「若欠戸全逃、保人自由代償」とあって、逃亡せざることを担保する保証制は、バビロンの古証文等諸国古代法にもあり、中国に於ては唐より以降、比較的近世まで法律の中に存続してきたものである。<sup>44)</sup>

彼我の保証観念が違うが故に、そして恐らく実借主二官が逃亡でなかったが故に、雲台は直ちに自らが連帯保証人として債務支弁しなければならぬとまでは考えず、二官に督促して数年を経過したのではないか。利息については、恐らくその後も契約通りは入金されなかったことから、この投銀証文は貸主の手元に残ったものである。尚、中村論文によれば、「寛永15・6年頃と推定される肥後藩主細川忠利より三蔵なる者への書状に、『……其方唐人への投銀のすたり候も、今度中庵理を申、10貫800目取返し申し候、この上2貫500目分も唐人に出し候へと両奉行より御申付候、御心易く可く候』と、こげつきの投銀が長崎奉行など第三者の介入によって取返される場合もあった」という。

## 注

- 1) 岡本良知『長崎開港以前欧舶来往考』日東書院, 1932年, 13頁。
- 2) 岡本良知『長崎開港以前欧舶来往考』日東書院, 1932年, 110頁。
- 3) 『長崎市制65年史』(中), 601頁。
- 4) 幸田成友『日欧通交史』岩波書店, 1942年, 65頁。
- 5) 幸田成友『日欧通交史』岩波書店, 1942年, 65~66頁。
- 6) 古賀十二郎校訂『長崎志正編』長崎文庫刊行会, 1928年, 425~426頁。
- 7) 岩生成一『新版朱印船貿易史の研究』吉川弘文館, 1965年, 50頁以下。
- 8) 川島元次郎『朱印船貿易史』内外出版, 1921年, 57~58頁。
- 9) 岩生成一, 前掲書, 317頁。
- 10) 岩生成一, 前掲書, 316~317頁。
- 11) 小島昌太郎「海運要論」『部門経済学』改造社, 1931年, 96頁。
- 12) 川島元次郎「日本に於ける冒険貸借の起源に就きて」『商業と経済』長崎高等商業学校研究館, 1922年, 164頁以下。
- 13) 松竹秀雄「冒険貸借“投銀”の史的・海法的研究」『投銀(冒険貸借)と海金金融』成山堂書店, 1989年, 第1編。
- 14) 岩生成一, 前掲書, 220頁の次の個人別年次別朱印船派船表による。
- 15) 永積洋子訳『平戸オランダ商館の日記』第1輯, 1頁。
- 16) 『長崎市史』通交貿易編西洋諸国部, 267頁。
- 17) 児玉幸多編『史料による日本の歩み(近世編)』吉川弘文館, 1976年版, 112頁。
- 18) 『平戸オランダ商館の日記』第1輯, 1~2頁。
- 19) 児玉幸多編, 前掲書, 112頁。
- 20) 児玉幸多編, 前掲書, 118頁。
- 21) 『新長崎年表(上)』長崎文献社, 1974年, 133頁以下。
- 22) 永積昭『オランダ東インド社会』近藤出版社, 1981年版, 26頁。
- 23) C. R. ボクサー, 吉田小五郎訳「寛永時代葡人の日本貿易に就いて」『史学』慶応義塾大学文学部内三田史学会, 1933年, 第12巻3号, 498頁。
- 24) 岡本良知「投銀に関する特殊の資料」『社会経済史学』社会経済史学会, 第5巻第6号, 岩波書店, 1935年, 87頁。
- 25) 山崎正和作詞「神戸発新作第2弾, オリジナル・ミュージカル“ローマを見た”」新神戸オリエンタル劇場, 1989年, MO1A。
- 26) 山崎正和, 前掲書, M24B。
- 27) 山崎正和, 前掲書, M10。

- 28) 岡本良知, 前掲論文, 87~88頁。
- 29) 奥村武「長崎と博多商人」『長崎談叢』第50輯, 長崎史談会編, 1971年, 71頁。
- 30) 柴謙太郎「投銀とは何, 海上貸附か, コンメンダ投資か(註)」日本経済史研究所『経済史研究』日本評論社, 1933年7月, 第45号, 26頁。
- 31) 『長崎市史』西洋諸国部, 342頁。
- 32) 岩生成一, 前掲書, 336頁。
- 33) 『新長崎年表(上)』222頁。
- 34) 岡本良知, 前掲論文, 88~90頁。
- 35) 川島元次郎『徳川初期の海外貿易家』仁友社, 1917年, 459頁。
- 36) 「長崎縁起略」『長崎文献叢書』第1集第5巻, 長崎文献社, 1975年, 29~30頁。
- 37) 岩生成一, 前掲書, 333頁。
- 38) 「タイオワン」のゼーランディア城は鄭成功占領後に安平と名が変わるところであって、「北港」(バクカン)を同所とするのは、バタビヤ城日誌その他による。
- 39) 柴謙太郎, 前掲論文(註), 20頁。
- 40) 松竹秀雄『稲佐風土記』長崎文献社, 1985年, 231~234頁。
- 41) 中村質「投銀証文に関する一考察」『日本歴史』216号, 1966年, 56頁以下。
- 42) 欧陽雲台 墓は長寿院(長崎市西立神町)墓域の東立神墓地にある。墓地は急斜面となっており、雲台の墓は当時の立神入江を見下す高台にあるので、宮田安(「唐通事家系論攷」長崎文献社刊・著者)氏説のように、「立神の墓地も、あるいは別荘の趾か」というのも納得できる。同氏によれば、「正徳5年(1715)成立の長崎図志によると、興福寺は昔、皆吉氏の廃宅であったのを元和初め欧陽氏が買ってこれを別荘とした」とある。何れにせよ立神に墓があることは、雲台が貿易船を立神に係留せしめていたであろうし、また立神で船への給水も行なったものと思われる。墓は五輪塔形式であって、土台から上の4輪は昭和20年の長崎原爆の爆風により、急斜面をかなり下方まで転落し、文字通り四散していたのを、長寿院現住職小山顕晃氏は集めて復元した由である。墓碑銘の右側のは「正保参年 友人萬国鼎拝贈」、左側のは「孟冬吉旦 孝男惣三郎孫虎之助 惣太郎泣血立」。また雲台の子孫陽氏の過去帳に「正保三年歳在丙戌孟冬十有五日即世辰忌」「開祖 福建漳州府欧陽雲台公 寛政七年乙卯十月十五日值一百五十遠忌」(宮田氏同書)とある。
- 43) 仁井田陸「唐宋時代に於ける債権の担保」『史学雑誌』第42編第10号, 1931年, 1113頁。
- 44) 仁井田陸「唐宋時代に於ける債権の担保」『史学雑誌』第42編第10号, 1931年, 1125~1126頁。